

平成29年度医療費通知事業について

1 目的

医療費通知は、「厚生労働省行政事業レビューの改革案」(平成22年5月策定)に沿って、全広域連合での実施を目指すものと位置づけられ、また、東北厚生局指導監督時における指導事項となっている。

当広域連合では、平成27年度までは、毎月高額療養費支給者に送付し、高額療養費対象者以外の方については、問い合わせがあった場合に対応していた。平成28年度からは、すべての医療費について被保険者へ直接通知することを目的としている。

2 実施開始時期

平成28年度からの新規事業

3 事業内容

(1) 通知の発送：年3回通知

- ・(12月診療分から3月診療分を5月に通知)
- ・(4月診療分から7月診療分を9月に通知)
- ・(8月診療分から11月診療分を1月に通知)

(2) 通知内容：医療給付、柔整・鍼灸・マッサージの施術を受けた被保険者に対し、受診医療機関等名、受診日数、医療費、保険者負担額を記載して通知。

(3) 通知形式：三つ折り圧着ハガキ(6ページ)

4 実施状況

(1) 第1回目(5月29日、180,123件送付)

(2) 第2回目(9月27日、181,496件送付)

(3) 第3回目(1月31日、181,431件送付予定)

5 経費

第1回目：郵便料7,868,787円

通知作成委託料2,521,722円

第2回目：郵便料9,453,591円

通知作成委託料2,540,944円

6 効果検証

被保険者に一定期間にどの程度医療費がかかっているかを通知することにより、医療機関等からの請求内容の確認や医療費の認識を深め医療費の適正化へとつながることが考えられる。